

## グローバル贈収賄防止、贈答品・接待ポリシー（抜粋版）

グローバル行動規範は、事業活動に適用されるすべての法令を遵守することを義務付けています。日産は、事業を展開するあらゆる国において公正かつ倫理的に行動することを誇りとしています。日産の評判は、従業員等ひとりひとりの行動、そして組織全体としての行いによって形成されます。日産は、お客さま、サプライヤー、地域社会に対し、常に実直、誠実、公平、信頼の姿勢をもって接することに努めています。

### 1. 贈収賄防止法および従業員等への適用について

- 1.1. 日本法をはじめとして、日産が事業を展開する多くの国の法律は、贈収賄に相当する一定の行為を明示的に禁止または規制しています。（「贈収賄」は後の定義の条項にて定義）<sup>1</sup>

これらの行為には、贈収賄行為を行う者に便宜を図ってもらうことを目的として、個人や会社に対して価値のある物の要求、提供、受領、承認、約束、もしくは授受の申し出が含まれます。多くの国では、これらの行為は犯罪行為となります。また、いかなる場合においても、これらの行為は本ポリシー、グローバル行動規範および適用される基準や手順により禁止、規制されています。

- 1.2. 法令は国ごとに異なるため、従業員等は、本ポリシー及び適用される基準や手順に精通する必要があります。その行為が適切かどうか疑問を持った場合には、従業員等は贈収賄防止法を遵守して事業活動を行うため、上司、法務室やコンプライアンス室に相談しなければなりません。

- 1.3. 上記またはその他同種の適用法令に違反すると（日産の従業員等による直接の違反、または日産との取引において後の定義の条項にて定義される「サードパーティ」による違反、いずれの場合にも）、多くの場合、違反者には、その国籍を問わず、懲役／禁固または罰金が科されます。当該違反により、日産も多額の罰金および重大な制約を科されるおそれがあり、その場合、日産のブランド、信用および財務状況に多大な影響を及ぼし得ることとなります。

- 1.4. 従業員等は、適用法令および本ポリシーに加えて、適用される基準や手順、倫理、寄付、利益相反、サードパーティなど、関連する他の日産コーポレートポリシーを参照し、遵守しなければなりません。

---

<sup>1</sup> これら法律には、日本の不正競争防止法、英国贈収賄防止法、仏国サパンII法、米国の海外腐敗行為防止法、中華人民共和国反不正当竞争法などに加えて、OECD 外国公務員贈賄防止条約および国連腐敗防止条約などの国際法も含まれます。さらに、多くの国では罰則規定内に一般条項を設けており、特に当該国の国民に対しては、海外における行為にまでも刑事責任の適用が広げられる可能性があります。このため、適用されるルールは、各従業員等の国籍次第となります。

## 2. 本ポリシーの原則

- 2.1. 日産は、常に倫理的に誠実かつ実直に行動します。日産は、本ポリシーおよび関連する基準や手順の違反、そして、贈収賄とされる行為、贈収賄と他者から受け止められる可能性がある行為や、日産に関わるすべてのサードパーティによってなされた贈収賄行為を決して容認しません。
- 2.2. 従業員等は、以下の原則を遵守しなければなりません。
- 2.2.1. 日産と取引のあるすべてのサードパーティとの間で、公平かつ公正な関係を維持すること。
- 2.2.2. ビジネス上の便宜や、日産に利得となる取引を獲得もしくは維持することを目的として、適用される贈収賄防止の法令、日産のグローバル行動規範、基準や手順、ならびに倫理及び利益相反に関する日産のコーポレートポリシーの関連条項に違反する形で価値のあるもの（金銭、旅行、優遇などすべての接待贈答を含みます）を提供せず、その約束または申し出を行わないこと。
- 2.2.3. 日産と取引しようとするサードパーティから、価値のあるもの（金銭、旅行、優遇などすべての接待贈答を含みます）を受領または要求しないこと。そのような状況が発生した場合には、基準や手順を参照し、法務室やコンプライアンス室に相談して下さい。
- 2.2.4. 「円滑化や迅速化のための支払」（所謂“Facilitation or Grease Payments”）を行わず、その約束または申し出を行わないこと。これは、定型的な行政手続を迅速化するために、裁量権のない下級公務員（後の定義の条項を参照のこと）に対して行われる少額の支払いを指します。円滑化や迅速化のための支払いを、日産は禁止しています。
- 2.2.5. サードパーティが適用される贈収賄防止法<sup>2</sup>を遵守していないことを示す「警告サイン」に注意すること。日産は、サードパーティに対しても、日産との業務において、贈収賄防止に関するすべての適用法令及び日産の社内ポリシーを遵守することを求めます。サードパーティと共に働く従業員等は、適切な管理統制を行うために、関連する他の日産のポリシー、基準または手順を参照しなければなりません。（日産グローバル行動規範および他の法令遵守に関連する契約条項を遵守することなどを含みます）

---

<sup>2</sup> 警告サインの例には、次に示すサードパーティと関わることなどを含みます。競合他社では達成不可能な成果を生み出しているという評判があるサードパーティ。現地の公務員から勧められたサードパーティ。先払いを求めるサードパーティ。提供するサービス内容に対して、不釣り合いなほど多くの費用を請求するサードパーティ。

- 2.2.6. 日産として行うすべての寄付、または日産の代理で行うすべての寄付は、合法的な慈善団体を通さなければならず、法務室やコンプライアンス室による審査の対象となる可能性もあります。慈善寄付に関するグローバルポリシーおよび権限委譲規定（DOA）に従い、すべての寄付は確実に本ポリシーを遵守してください。
- 2.2.7. グローバル記録管理ポリシーや他の関連ポリシー、ならびに基準や手順に従い、請求書、領収書、支払いならびに金品の受領及び支払いの目的などを正確に記録すること。

## 定義

1. 日産：日産自動車株式会社ならびにその連結子会社および関連会社（外国会社を含む）。
2. 贈収賄：国によって法令は異なるものの、通常、禁止されている「贈収賄」行為には、不適切に取引を獲得もしくは維持し、または便宜を受けることを意図した、公務員、民間人もしくは民間企業（それぞれ後に定義）に対する価値のあるものの申し出、提供、受け入れ、受領または勧誘などの行為、またはこれらの者からの価値のあるものの申し出、提供、受け入れ、受領または勧誘などの行為が含まれると考えられています。また、実際に贈収賄行為を行わなくても、その約束、表明又は行為により、相手方に不適切な行為をさせるよう影響を与えた場合には、かかる約束、表明または行為も「贈収賄」行為に該当する可能性があります。多くの国では、サードパーティによる賄賂や、サードパーティの贈収賄を防げなかったことに対して、日産が責任を負う可能性があります。
3. 現金または現金同等物：現金、日当、小切手、郵便為替、暗号通貨、商品券（物理的または電子的）、プリペイドカード、クレジットカード・デビットカードの使用、割引、チップ・引換券などのすべてを含みます。
4. 従業員等：日産に雇用され、日産から直接支払いを受ける個人をいいます。本ポリシーにおいて、委託先やコンサルタントは、従業員等ではなくサードパーティ（後に定義）とみなされます。
5. 贈答品と接待（接待贈答）：従業員等やサードパーティにより、直接的または間接的に提供もしくは受領された現金、現金同等物または非現金の品物。
6. 非現金の品物：商品、サービス、食事、歓待、娯楽的活動、旅行、宿泊、個人的便宜、優遇、雇用の申し出、自動車の貸与などのすべてを含みます。

7. 民間人もしくは民間企業：公務員（後に定義）の定義に当てはまらないすべての個人。営利非営利の別を問わず、公務員の定義に当てはまらない、あらゆる州、県、国の法律のもとで組織または設立されたすべての企業、合名会社、協会、その他法人。
8. 公務員：「公務員」とは公的権限において行動する個人、組織又は法人（部分的に所有されるものも含まれます）をいい、政府の職員、政府が管理または所有する法人（「国有企業（SOE）」とも呼ばれます）または公立大学などの職員、政党、政府によって選任または任命された職員（その候補者も含まれます）、公的国際機関の役員または代理人、および王室・皇室のメンバーなども公務員に含まれますが、これらに限定されません。国際レベル、国レベル、州レベル、地域レベル、都市レベル、コミュニティレベルにおける上記機関や、当該機関のスタッフメンバーも含まれます。本定義は、広く解釈されることを意図しており、現在のまたは将来の公務員も含まれます。異なる法的解釈がなされる可能性もあるため、従業員等は行動を起こす前に、法務室やコンプライアンス室に相談し、疑念を解消しなければなりません。
9. サードパーティ：日産がビジネスを行っている、または、将来的にビジネスを行う可能性があるすべての個人、組織、事業体（提携や共同経営を含む）、サプライヤーやベンダー（一次、二次に関わらずすべて）、サービスプロバイダー、委託先、コンサルタント、配給店、代理人、非営利組織、メディア機関、非直系ディーラー、アライアンスメンバー企業、日産の取締役が所有または影響を与える事業を含みます。